

第1章

計画の基本的な考え方

- 1 計画改訂の背景と目的
- 2 計画改訂の視点
- 3 計画の役割と位置づけ
- 4 計画の対象分野
- 5 計画の適用期間
- 6 計画の構成

1 計画改訂の背景と目的

前橋市環境基本計画は、前橋市環境基本条例の基本方針に基づき良好な環境の保全及び創造を目的に策定するものです。

平成 12 年 3 月に策定した前橋市環境基本計画は、その後の環境政策を取り巻く状況の変化や平成 16 年 12 月、平成 21 年 5 月の二度にわたる市町村合併や平成 21 年 4 月の中核市移行、さらに平成 23 年 3 月の東日本大震災による状況変化などに対応するため、平成 18 年 3 月、平成 26 年 2 月にそれぞれ計画を改訂しましたが、平成 29 年度で現計画の期間が満了となります。

前回の改訂以降、再生可能エネルギーへの関心の高まりや、人口減少社会の到来など社会経済情勢に著しい変化があり、今後も環境問題を取りまく状況に継続した変化が予想されます。

このため、これまでの計画に掲げてきた理念や環境像を継承し発展させるとともに、社会動向の変化などに即した施策内容、施策体系等とするための見直しを行い、市民、事業者との連携のもと、より良い環境を目指すために環境基本計画を改訂します。

■ 環境を取り巻く状況

地球温暖化	<ul style="list-style-type: none">● 地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとなっています。● 平成 27 年 12 月には、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択されました。● わが国では、パリ協定の枠組みに対応するため、平成 28 年 5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、平成 42 年度（2030 年度）の削減目標（平成 25 年度比 26.0%削減）の達成に向けての取り組みが示されています。
東日本大震災以後の社会状況の変化	<ul style="list-style-type: none">● 国内では、東日本大震災以降、原子力発電所の稼働停止と火力発電の増加に伴う温室効果ガス排出量が増加しています。● 国は、平成 26 年 4 月に策定した新たな「エネルギー基本計画」を踏まえて平成 27 年 7 月に「長期エネルギー需給見通し」を発表しました。● 国ではエネルギー供給の安定化と温室効果ガスの削減に向けて、再生可能エネルギーの普及促進等に取り組むこととしています。また、震災等を契機に、市民の防災・減災に対する意識も高まっています。

資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ● わが国では、循環利用される物質の量は増加し、省資源型への移行が進みつつある一方、優先順位がリサイクル（再生利用）よりも高いリデュース（廃棄物等の発生抑制）、リユース（再使用）の取り組みが課題となっています。 ● 平成 25 年 5 月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、有用金属のリサイクルによる資源確保、循環資源・バイオマス資源のエネルギー利用といった、循環の質にも着目した取り組みの必要性が示されています。 ● また、社会的潮流としては、食品ロス削減の更なる取り組みの機運が高まっています。
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 24 年 9 月に改定された新国家戦略「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップが示され、東日本大震災が人と自然との関係を改めて考える契機となったことを踏まえ、今後の自然共生社会のあり方が示されています。 ● 生物多様性国家戦略 2012-2020 においては、「生物多様性を社会に浸透させる」ことが生物多様性施策の 5 つの基本戦略の 1 つに挙げられています。
都市・生活型公害	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業型公害としての大気汚染や水質汚濁などについては対策が進み、一定の改善がなされてきました。 ● 一方、社会情勢や生活様式の変化に伴い、自動車公害や近隣騒音など、都市生活に起因する問題が起きています。 ● また、アスベストやダイオキシン類などの有害化学物質、広域的な問題である微小粒子状物質（PM2.5）などによる環境汚染もクローズアップされています。
環境教育・環境学習	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境問題の解決に当たっては、市民・事業者・市それぞれが連携して行動する必要性が求められています。 ● 国では、平成 23 年 6 月に、環境教育推進のための基本方針を示す「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が改正され、国内外において環境保全を担う人づくりを進める機運が高まっています。

2 計画改訂の視点

環境基本計画を改訂するに当たり、次の視点により見直しを行いました。

■ 基本理念、環境像の継承

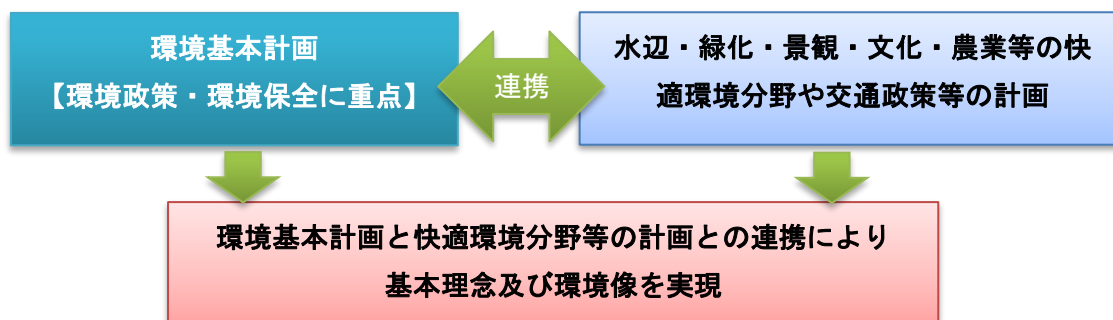
前橋市環境基本条例の基本理念に基づき設定した 5 つの環境像は、本計画においても継承します。

■ 環境政策・環境保全の重点化

計画の構成は、これまでの計画を基本とします。また、水辺・緑化・景観・文化・農業等の快適環境分野や交通政策等は各分野の計画との連携を図るものとし、本計画では環境政策・環境保全に重点をおいた内容とします。

さらに、これまでの計画にあった「地区別環境配慮指針」は、前橋市で見られる貴重な生物種や生態系の特徴及びその保全方法について、前橋市全域を一目に見られるようにまとめた内容として作成します。

1. 1 環境基本計画と快適環境分野等の計画との役割分担のイメージ



■ 新たな法令や施策展開の反映

現行計画の策定以降の新たな法令や国・県等の上位計画、施策展開の変化を計画に反映します。

■ 分かりやすい指標の設定と進行管理の手法の検討

計画の進捗を測るための指標については、施策の見直しと合わせて適切な指標を設定するとともに、現行の進行管理を点検の上、必要に応じ新たな手法を検討します。

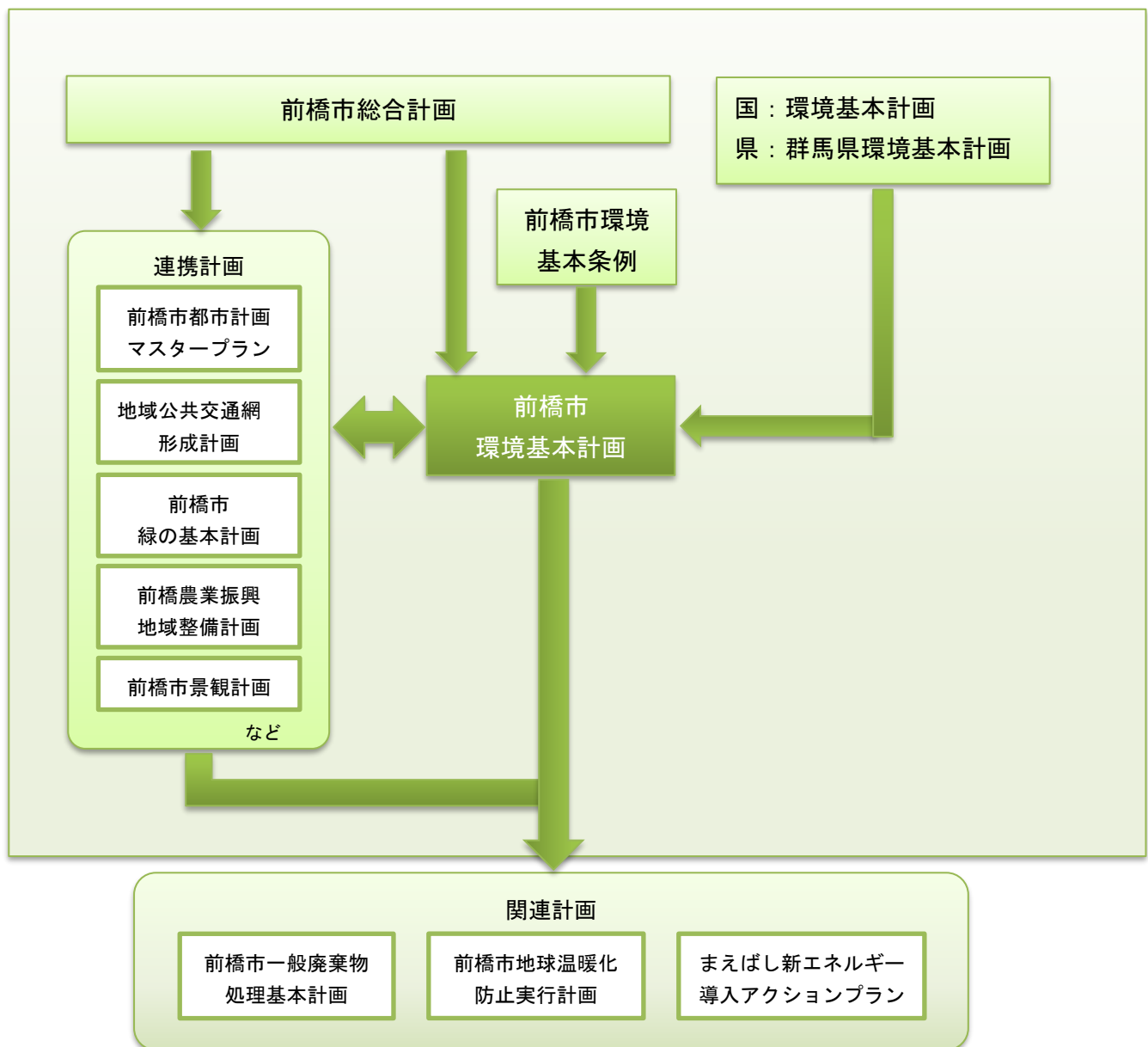
3 計画の役割と位置づけ

本計画は、「前橋市環境基本条例」の基本理念及び環境像を達成するため、「前橋市総合計画」を上位計画とし、これを踏まえた計画となります。

また、基本理念及び将来像は、まちづくりと連携して進めていく必要があるため、「前橋市都市計画マスタープラン」をはじめとした快適環境分野等の計画と合わせて施策を進めていきます。

なお、廃棄物については「前橋市一般廃棄物処理基本計画」、地球温暖化防止対策については「前橋市地球温暖化防止実行計画」、エネルギーについては「まえばし新エネルギー導入アクションプラン」が策定されており、これらは個別の課題を解決するための施策群として位置付けられています。

1.2 環境基本計画の位置づけ



4 計画の対象分野

本計画では、市域の環境に関するあらゆる「課題」を対象として、改善のための方針を明らかにします。

1.3 前橋市環境基本計画の対象分野

計画の対象となる課題

- 環境汚染の防止
 - ・ 典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）
 - ・ 都市型公害（PM2.5^{※1}、光化学オキシダント）
- 身近な生態系の保全
 - ・ 生息空間の消失（山林・緑地、自然河岸の減少等）
 - ・ 生物種の減少（地域種、希少種の消失）
- 循環型社会の形成
 - ・ 地球温暖化^{※2}防止対策の推進、新エネルギーの導入促進
 - ・ 資源循環システムの整備
- 地域における環境保全活動の活性化
 - ・ 環境保全意識の醸成、体験機会の創出、自主的行動の喚起

5 計画の適用期間

本計画が適用される期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 39 年度（2027 年度）までの 10 年間とし、社会的情勢の変化が生じた場合、必要に応じて内容を見直していきます。

※1 PM2.5

大気中に浮遊している 2.5 μ m（1 μ m は 1mm の 1/1000）以下の小さな粒子のこと。PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されている。

※2 地球温暖化

二酸化炭素など温室効果ガスの大気中の濃度が高まることにより、大気の色度が上昇すること。その結果、海面の上昇や異常気象による農業生産や生態系への影響が懸念されている。p.43 コラム参照

6 計画の構成

本計画は、全6章で構成されています。第1章に計画の基本的な考え方を示し、第2章で総合計画と本計画の考え方、本計画の「3つの基本理念」と本市が目指すべき将来の「5つの環境像」を示し、第3章で「5つの環境像」に沿って、現状と課題を整理しています。そして、第4章では環境像実現に向けた施策や目標を明らかにしています。第5章では、それらを実現するための市民・事業者・市が取り組む具体的な環境配慮指針を例示し、第6章では計画の推進体制と進行管理について示しています。

1.4 前橋市環境基本計画の構成



